

国内 VER 認証・発行・管理スキーム（素案）の論点

ここでは、「第 4 回カーボン・オフセットに用いられる VER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」で委員の方々から頂いた意見・論点を、スキームの項目ごとに整理する。

前提

- ・ 遵守 VER と、自主 VER のいずれに軸足を置くのかを明確にすべき。
 - － CDM をベースとしたスキームの場合、通常 VER に留まらないのではないか。
- ・ 遵守用途 VER と、通常 VER の違いを明確化すべき。
 - － 排出削減・吸収量の正確さや信頼性については同じだが、ベースラインの設定が異なる。
 - － 通常 VER はカーボン・オフセットに使用され、無効化されるのみで、その後流通する可能性は低い。一方で、遵守用途 VER は複数回売買されることも想定される。両者間では流通性が異なり、同じスキームにするのは無理があるのではないか。(通常 VER は、第三者が購入可能ということは、流通性があるということであり、一定の信頼性確保は必要である。)
 - － 両者の違いは遵守用途・自主用途という用途の違いではなく、発行者が目標を負うものか否かの違いなのではないか。(例えば森林管理は自主用途(通常 VER)にのみ利用可能である等、用途によって対象プロジェクトが異なる場合もある。)
 - － ベースライン排出量は、可能な限り客観的に設定されるべきである。よって、遵守用途 VER と通常 VER の違いは、ベースライン排出量算出方法の厳格性でなく、制度的な違いであるべきである。

➡ (事務局による対応案) スキームとしては、遵守用途 VER、通常 VER 共通のものとしつつ、排出削減主体、排出削減時期、プロジェクト種類によって適宜区別して取扱う。(資料 1 参照)

- ・ 既存スキーム(特に CDM)との違いを明確化すべき。
 - － CDM は複雑であり専門家にしか理解できないので、極力シンプルなスキームとすべき。スキームの複雑化により国内排出削減対策促進の妨げとなってはならない。
 - － 自主目的(通常 VER)の場合は、どこまで CDM を緩くできるかが重要である。
 - － ISO に準拠するという前提を置いている以上、それに従っている CDM のプロセスと大きく変わることはないのではないか。
- ・ ISO に準拠することについて。
 - － ISO についてよく理解する必要がある。
 - － 第三者検証機関も ISO について理解している必要があり、そうなると限定的な機関

のみが検証・認証を実施できるということになる。

⇒ 市場取引における信頼性確保の観点から、ISO に準拠した制度とする(資料 4 参照)。

対象プロジェクト

主な論点と事務局による対応案

- ・ 追加性立証は必要か。

➡ (事務局による対応案) 本スキームにより発行される VER は、自主的なカーボン・オフセットの取組、企業による秋からの排出量取引の国内統合市場の試行的実施等における排出枠遵守や排出量取引等さまざまな用途に活用されることが想定される。これら用途に用いられる VER が国全体として温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、VER 発行の対象とするプロジェクトは、本スキームが存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

ただし、追加性立証については、プロセスの簡素化及びスキームの信頼性確保の観点から、追加性があると判断されるプロジェクトの種類及びその適格性基準を制度運用側で整理してポジティブ・リストとして公表することにより、プロジェクト横断的な基準による評価を行う(資料2参照)。

- ・ ポジティブ・リストの内容をどうするか

➡ (事務局による対応案) プロジェクト種類に加え、設備効率等の適格性基準を明記したリストを作成する(資料2参照)。

主な論点に関する整理

ポジティブ・リストの内容について詳細を検討する必要がある。

- ・ ポジティブ・リストの作成に際しては、ヒアリング等の実態調査を踏まえて設定していくことが必要である。また、政策的な観点から特定の業種、プロジェクトを特定することも考えられる。

検討会での意見

- ・ ポジティブ・リストに掲載するプロジェクト
 - これまで実施できなかった分野に力点を置くべき。
 - CDM では吸収活動よりも排出削減活動の方が先行し、排出削減活動に基づいてルールが決められていったため、吸収活動を実施し難い状況となってしまった経緯がある。本スキームは CDM の二の舞にならないようにすべき。
- ・ 追加性の立証方法
 - 追加性の立証は必要ないのではないか。「VER がなければ実施しなかった」、または「6%削減以上に削減した」プロジェクトが追加的との意見も出てくるだろう。追加性の立証は労多くして益無しであるため、必要ない。追加性ではなく、政策としての適格性で判断すべき。

- ポジティブ・リストは分かりやすく良いのではないか。

削減量の計算方法及びモニタリング方法（方法論）設計

- ・ 特になし

プロジェクトの計画

- ・ 特になし

申請

-1 申請受付

主な論点と事務局による対応案

- ・ 公的資金を受け取っている事業を対象とするか
➡ （事務局による対応案）補助金等の公的資金を活用する排出削減・吸収活動については、一律に判断するのではなく、プロジェクト種類等毎に判断する。
- ・ 複数の排出削減・吸収活動をまとめて申請することを可能とするか
➡ （事務局による対応案）複数の排出削減・吸収活動をまとめて申請することも可能とする。ただし、モニタリング方法等については留意が必要であり、モニタリングガイドライン及び各方法論で定めることとする。

主な論点に関する整理

公的資金を受け取っている事業も対象とした場合

- ・ メリット：
 - VER が発行されてもなお、公的資金なしでは実施不可能なプロジェクトが、実施可能となる。
 - 太陽光発電等の再生可能エネルギーは補助金の対象となっている場合が多く、これらに関しても VER を発行することができる。
- ・ デメリット：
 - 公的資金による支援がある事業に VER が発行された場合、VER 供給量が増加し、公的資金を受け取っていないプロジェクトの VER によるインセンティブが少なくなる可能性がある（但し、公的資金の有無だけでなく、公的資金による支援も含めた平均的な投資回収年数を評価し、公的資金込みであっても現状では促進が見込まれない事業については対象としても良いと考えられる。）
- ・ その他：
 - ある条件を設定して、それを満たす公的資金活用プロジェクトに対してのみ、VER の発行を認めるという選択肢もある。ただし、各プロジェクトによって状況はさまざまであり、条件を設定するのは困難である。

複数の排出削減・吸収活動をまとめて申請することを可能とした場合

- ・ メリット：
 - － 単独では実施困難な（申請書の書き方が分からない、検証・認証費用が捻出できない、等）零細事業者等も参加可能となる。
 - － 面的な取組み（家庭でのペレットストーブ導入など）でも VER 発行対象となる。
 - － 個別事業として申請する場合と比較し、申請者、J-COF 双方の負担軽減が見込まれる。
- ・ デメリット：
 - － 複数の実施場所でのモニタリングが必要となるため、単独とは異なるモニタリング方法、検証・認証方法が必要となる。
 - － ダブルカウントの発生を防ぐ工夫が必要となる。
- ・ その他：
 - － まとめての申請が可能な場合の条件を設定する必要がある（プロジェクト、個別事業者、取りまとめ事業者、等に対する条件）。
 - － モニタリングの実施主体、及び、責任の所在を明確化する必要がある（個別事業者、取りまとめ事業者）。
 - － VER の所有権の所在を明確化する必要がある（個別事業者、取りまとめ事業者）。

検討会での意見

- ・ 参加者について
 - － 自治体も参加可能か。
- ・ 申請受付における J-COF の役割等
 - － 申請から受付・登録までに要する時間等のスケジュールについても、目安を明示した方が事業者にとって望ましい。
 - － コンプライアンス市場が整備された場合にも、J-COF が登録等の機能を担うのか。
 - － J-COF の役割が非常に大きい、運営に必要なマンパワー等は十分あるのか。

-2 プロジェクトを実施しなかった場合の排出量（ベースライン排出量）

- ・ ベースライン排出量は、可能な限り客観的に設定されるべきである。よって、遵守用途 VER と通常 VER の違いは、ベースライン排出量算出方法の厳格性に求められるべきでない。

登録

- ・ 特になし

モニタリング

- ・ 特になし

VER の検証・認証

- ・ 特になし

VER 発行

主な論点と事務局による対応案

- ・ 既実施プロジェクトの取扱いをどうするか
  (事務局による対応案) VER 発行対象とするプロジェクトは、既に実施されているプロジェクトも対象とするが、クレジット期間は一定期日以降に生じた排出削減に限るものとする。当該期日としては、京都議定書における第一約束期間と併せ 2008 年 4 月 1 日などが想定されるが、クレジットの過剰発行の回避、アーリーアクション事業者の優遇、第一約束期間との対応などの観点から、議論を要する。

主な論点に関する整理

既実施プロジェクトに対して VER を発行するか(下記、発行する場合の特徴を整理)

- ・ メリット
 - － VER の制度が整備された後に実施されるプロジェクトと、過去に実施された同じプロジェクトに対して VER を発行することとなり、整合性が取れる。これは、アーリーアクション事業者の不遇を回避することが可能。
- ・ デメリット
 - － 既実施プロジェクトが多く申請されることで、需要に比べてクレジットが過剰に発行され、VER の価値が低下し、結果として新規プロジェクトの促進が妨げられる恐れがある。また、事務局側の処理能力を超えて審査が滞るおそれがある。
 - － モニタリング方法の本スキームとの整合性を事後的に確認する必要があり、整合が取れていない場合の扱いを検討する必要がある。

検討会での意見

- ・ グリーン電力証書に対して VER を発行するか、また発行方法をどうするか。

VER 登録・管理

- ・ 特になし

その他論点

用語

- ・ 専門家以外にも理解し易いなるべく一般的な用語を使用すべき。

海外 VER の扱い

- ・ 国内の排出削減・吸収活動は、社会・環境影響について他の法制度でカバーされている

が、海外 VER を扱う場合には社会・環境影響について整合性を考える必要がある。

損金算入

- ・ VER の購入費用は損金算入できるようにするのか。
 - 損金算入できなければ、国内削減・吸収活動促進の妨げとなるのではないか。
 - 自治体を実施した場合、ふるさと納税の仕組みを使うことも可能である。しかし、VER を経済的な価値を持った形で流通させるのであれば、損金算入等処理方法についても検討を実施すべき。
 - CSR として実施されている環境対策に係る費用は、環境対策費用や広告宣伝費等で処理されている場合がある。同じように扱うことは出来ないのだろうか。
 - グリーン電力証書の損金算入については協議中である。
 - 高知県の事例では、まだ購入する段階ではないので処理方法は未定。

事業者からの相談受付

- ・ 事業者から相談を受け付ける機能はあった方がよいのではないか。